

第208号議案

令和5年度

新城市国民健康保険診療所特別会計

補正予算（第1号）



令和5年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

令和5年度新城市の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和5年12月7日提出

新城市長 下 江 洋 行



第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
電気保安点検等業務委託料	令和6年度	千円 180